

富士ダイス株式会社 人権方針

1. 基本的な考え方

私たち富士ダイス株式会社(以下、「当社」)は、企業理念およびサステナビリティ基本方針に基づき、持続可能な社会の実現に向けて、事業を通じた社会への貢献と、あらゆる事業活動における人権の尊重を重要な責務と認識しています。

当社は、国際的に認められた「国際人権章典」および国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」を支持・尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方を踏まえ、本方針を定めます。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員に適用されます。また、当社のサプライヤーなどに対しても、本方針を支持し、人権尊重を実践することを求めるとともに、必要に応じて対話や改善の働きかけを行います。

3. 重点的な人権課題

当社は、以下の項目を重点課題として取り組みます。

〈 差別の禁止と多様性の尊重 〉

人種、宗教、性別、年齢、国籍、障がいの有無などによる一切の差別を排除するとともに、ハラスメント教育の実施などを通じて、多様な人財が活躍できる職場を構築します。

〈 働きがいと柔軟な働き方の推進 〉

生産性・働きがい向上に繋がる柔軟な働き方、職場環境を築きます。

〈 労働安全衛生の徹底 〉

職場における事故・労働災害を未然に防ぐため、安全管理と衛生環境の整備を最優先事項として推進します。

〈 強制労働・児童労働の禁止 〉

あらゆる形態の強制労働、および児童労働を認めません。

〈 適切な労働時間と賃金の管理 〉

労働時間に関する法令を遵守し、過重労働の抑制に努めるとともに、国際的に認められた労働基準の精神を尊重します。併せて、生活を営める賃金の支払いを保証し、健康的な働き方の実現を目指します。

〈 外国人労働者の権利保護 〉

外国人労働者に対し、不当な待遇を禁止し、相談体制の確保など適切な権利保護を行います。

〈 従業員の権利の尊重 〉

結社の自由および団体交渉権などの、従業員の権利を最大限尊重します。

4. 継続的な改善

当社は、自社の事業活動やサプライヤーなどが人権に与える負の影響を特定・評価し、その予防および軽減を図るための様々な施策を継続的に実施します。

5. ガバナンス

当社は、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会において、本方針の遵守および、人権に関する活動状況を確認し、その内容を取締役会に報告します。取締役会がその監督を行います。

6. 救済メカニズム

当社が人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその是正・救済に取り組みます。また、従業員や取引先、地域社会が安心して相談・通報できる窓口を設置するとともに、通報者への報復を禁止します。

7. 教育・啓発

本方針がすべての事業活動に浸透するよう、役員および全従業員に対して必要な教育・研修を継続的に実施します。

8. 情報開示

当社の人権尊重への取り組み状況については、コーポレートサイトなどを通じて定期的に外部へ公開し、透明性の確保に努めます。

2026年7月1日 制定
代表取締役会長 春田 善和
代表取締役社長 津田 雅宣